

八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会委嘱状交付式並びに第1回協議会
(会議録要約)

平成22年7月16日(金)午後1時～

八尾市役所本館5階庁議室

出席者 委員9名 事務局

1 委嘱状交付式

(略)

2 副市長挨拶

(略)

3 事務局より委員紹介

(略)

4 協議会

(1) 会長、副会長の選任

事務局より会長、副会長の委員を提案、出席全委員の承認を受け会長、副会長を選任。

会長 近畿大学教授 久隆浩

副会長 大阪産業大学教授 花田真理子

(2) 副会長挨拶 (会長欠席のため)

(略)

(3) 八尾市路上喫煙マナー推進協議会の公開・非公開の決定

参加委員全員の賛成により、会議の非公開、議事録の公開を決定

(4) 「八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例」制定の目的について

事務局より制定の目的について説明を行う

(5) 路上における喫煙に関するアンケート調査報告、路上喫煙対策条例検討事業報告並びに、啓発キャンペーン等実施状況について

事務局より説明を行う

(6) 路上喫煙禁止区域設定に向けて

事務局より説明を行う

(7) 事務局からの上記説明により出席委員(9名)に意見等を聞く

[委員] 八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例の目的にもあるように快適な生活環境、財産、安全の確保、健康これはやっていかなければならない。事業者へは私たちのほうで、どういう形で周知するか考えて決めていきたい。路上喫煙禁止区域については、アンケートを見ましたが皆様と考えていきたい。

[委員] 私は、JR志紀駅周辺です。自転車で乗ってたばこを吸っているのが見受けられる、それが一番危ない歩きたばこより。見受けられるように駅に着くまでに吸っている状況です。禁止区域も必要ですが、マナーを守るためには、灰皿がありますよ、灰皿のもとで吸ってくださいよということを同時にやらないと、たちごっこになり禁止区域に着くまでポイ捨てされ場所が移動していくことになり、一緒なのかなあと思いました。

[委員] 例えば、子どものことも考え幼稚園の送り迎えの時間的なことも考え何時から何時まで、場所はここからここまでと決めていかなければいけない。禁止区域をややこしくすればするほど、皆さん周知してもらわないと現実としてはうまくいかない非常にむずかしいと思います。私もたばこを吸いますが、安心して吸えるところもほしいというのも確かです。よく考えていかないと、ここからここまで禁止区域とするのではすまない話です。

[委員] とてもむずかしいと思う。私自身子どもと一緒に勉強することが多く、登下校とか保育園の徒渉するときに、禁止区域は点か平面かという話もありましたがすごく厳しく言いますと、全面的に子どもの立ち入るところ、時間帯は禁止されるとどうかという感覚で私はいます。それぐらいは大人のマナーとして必要と思っています。

[委員] 私の家の前に信号があります。信号待ちの時にたばこを吸ってきてポイ捨てをする。私は朝と夕方にポイ捨てされた、たばこを掃除しています。信号のあるところには、たばこのポイ捨てが多い。朝、幼稚園、保育園に送る奥さん方自転車の前に一人、後ろに一人子どもを乗せてたばこを吸いながら走る、子どもにも悪いし、最近女性のたばこを吸う人が多い、なるべく吸わないようにした方がよい。私もたばこを吸いますが、この頃は一日5本ぐらい家のガレージで吸います。家の中では家族が迷惑するので、私一人のために煙を吸わせてはいけないので、ガレージで吸います。それぐらいの本数なら止めなさいと言われるが、それが止められない、ぼちぼち止めていこうと思っている。医者にも止めなさいと言われているがそれが止められない、今までは2箱吸っていたが、今は5本にしていますぼちぼち止めていこうと思っています。

[委員] ティッシュでの啓発とかポスターとかでされていますが、まだ市民の皆様はこの条例をよく知らないなので、今後も啓発活動を地道に行ってください。先ほど、別の委員も言われたように、喫煙者はどこでたばこを吸ったらよいの

か分からない。昼の食事の場所も禁煙になっていて居場所もない。京都や大阪市は、たばこが吸える場所があり、八尾市でもたばこを吸える場所が何カ所か設ける必要があると思います。歩きたばこをされている方は、ちょうど子どもの目線がたばこの火の位置になります。子供の安心・安全の視点からも危険であるのでやめるべきであります。暮らしの相談をしています、相談の中にもあります。おやごさんが注意をしようとしても舌打ちをされ怖い思いをしたとか、バギーに乗せている人や子どもさんと手をつないで歩いている人もいて、細い道等の場所での喫煙はいかがなものかと思えます。

〔委員〕 条例が制定され施行されたとき、周知徹底を計るのは非常に厳しいところもでてくると思われる。市民等の中には通行者も含んで、この様な条例は知らないと言われたらどのように過料を徴収していくのか、そういうことも考える必要があるのではないか。道路交通法では、標識標示主義といって標示されていますが、そういうことも考えてみる必要があるのではないかと思います。

〔委員〕 この条例の名前を見せていただいて、マナーの向上を市民とともにありますが、日本全国いろんな自治体のなかでも、喫煙の規制条例があちこちでばたばたと出来ているが、こういった形を条例の名前で書かれているところはない。そういう思いをもっていただきながら条例を作っていたというのは、逆に市民の安全・安心それから町の美化を市民目線で推進していこうという考えやと思えます。ほんとに実行するには非常に時間がかかると思われるが諦めてはいけない。そんな中で、路上喫煙禁止区域を定めてみんなが守るかといったら実際問題、私もたばこを吸いますが、たばこを吸う人は追いつめられている、それをより追いつめると、どこかではじけてくるので双方が大人ですからある程度歩みよれるところは歩み寄り、少し長い時間がかかるかもしれないが見極めていくのが良いと思う。これを機にたばこの問題をみんなで取組んで安心・安全を考えていこうというふうに思いますので、これはやっていかなければならない。そういう意味でいけば、路上喫煙禁止区域はただ単なるシンボリックなエリアにしてしまうと、ただ紙面に「ここは吸ってはいかんぞ」、「こんな条例ができたぞ」と周知するだけで、単に怖がらせているみたいになりかねないのでよく審議していかなければならない。わたしは、このアンケートとか調査の中身はわからないが次回までよく読んでみます。

〔副委員長〕 アンケート調査の資料3のところ、分かったら教えて下さい、例えば6ページを見ますと年代ごとの「喫煙」、「以前は喫煙」、「非喫煙」のパーセントの内訳はでているがクロスしたデータが必要で、例えば喫煙者のな

かの年齢構成で喫煙者を100にしたときに、20歳代はどれ位、30歳代はどれ位というのが上の表が縦で出来ているが表の横の内訳、「喫煙」のなかで何才代が多いか見せていただきたい。これもそうですが例えば先程三つありましたが「迷惑」とか「決めた場所」とか「マナーの問題」とは要するに、特に何もしないで啓発しましょうということだと思えます。この三つも年齢で分けていますが、迷惑と考える人のなかで年代の割合とか、「喫煙」、「以前は喫煙」、「非喫煙」の割合を見るとちょっと違ったものが見えてくるので、それを見せていただくと参考になると思うのでよろしくお願いします。今、先行事例の話がありました。有名な先行事例はもっと厳しいので、くわえたばこをするな、「ポイ捨てをするな」というところで東京都の千代田区の事例があって、JRお茶の水駅がありまして付近には大学、駿台予備校の本校、法制のビル等たくさんありますが、ものすごいたばこで見事1本もないどうしてそうなるかという、実は罰金を取っています。罰金を取る初日は全国ニュースでもなされました。たばこを吸っている人が、「そんなの知らなかった」とか言いながらカメラがあるせいか指導をやっておりまして、周知をどうするかという話もありますが、もしも周知をほんとにするつもりであったらベストは知っていただくために課金をする、課金すなわち、罰金をとるところまでいったら周知ができると思います。それがいいとは言っていませんが。先行事例ではそういうこともありますが、事務局のほうで集めていただいたらよいと思います。私は妊娠している時、JRの電車の中は禁煙ではなく乗っているあいだ死ぬ思いをしました。禁煙になってよかった。子供が小さい頃も危ない思いを何回かしました。そういうのは、たぶん吸っている人がわかったらそうだなと思ってくれる人がたくさんいると思います。周知の方法として、いかにも汚そうな写真とか灰皿の周りにたばこがいっぱい落ちているそれときれいな写真を並べるとか、公共広告にもありましたが、小さい子供の横にすごい熱さのたばこが通る写真を見せるとか、何で子のような取組みをやっているのかわかると協力していただけたらと思います。こういう条例があるというのではなく、どうしてこの条例が必要になったか背景を示すとよいと思います。この条例の中で「歩行喫煙等」があって説明で自転車、オートバイも含むとありますが残念ながら「歩行喫煙等」という言葉で自転車、オートバイが含まれることがわかりにくいのではないかと。委員の話聞いていたら自転車が多いのでここをちょっと重点的に知っていただくべきと思いました。信号まちでいうと八尾がどうか分かりませんが、車が信号を待っているところがあって吸殻が見事に花が咲いているようになっています。もし、車との関係があるならば必ずしも歩行喫煙のポイ捨てだけではないのかなと思いました。

5 今後の日程について
事務局より説明（略）